

日本版ライドシェアのバージョンアップについて

北海道運輸局札幌運輸支局

自家用車活用事業(日本版ライドシェア)について

地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業を創設。
タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して有償で運送サービスを提供。

○タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びに不足車両数

国土交通省が指定

【札幌交通圏】

配車アプリのデータ等に基づき不足車両数等の算出・公表

木～日の16時台～20時台 190両

土日の0時台～4時台 105両

【その他の地域】

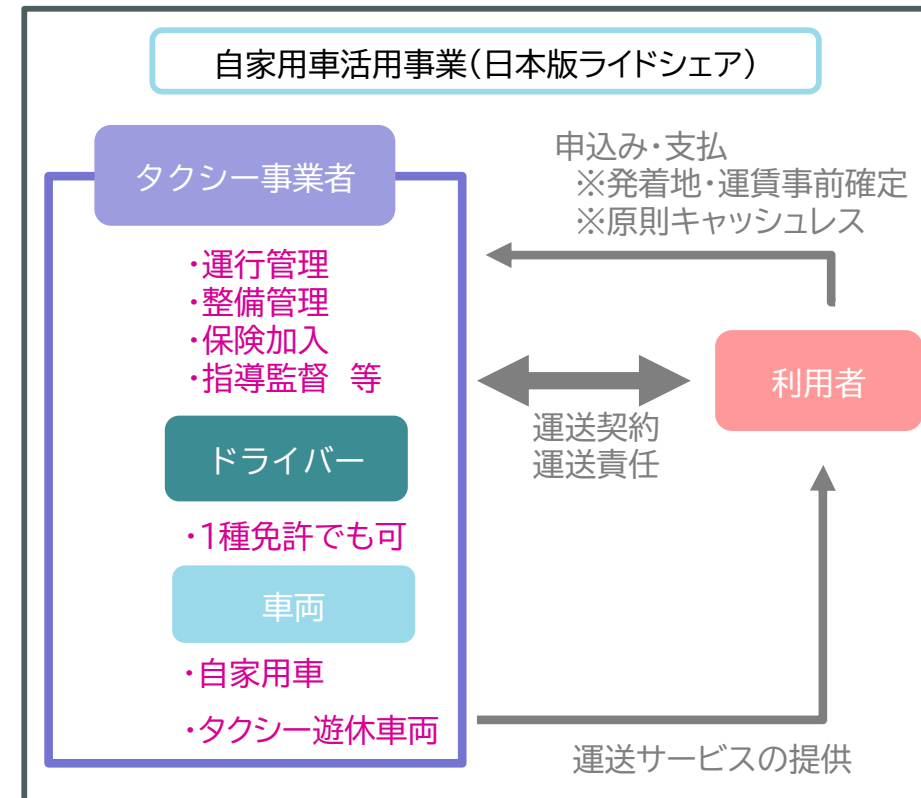
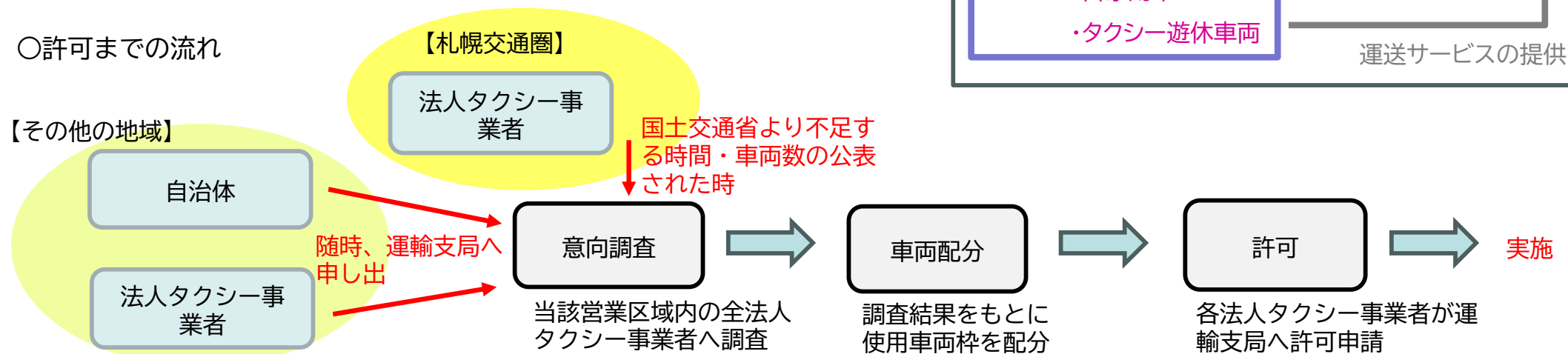
①金土の16時台～翌5時台で各営業区域内のタクシー車両数の5%
タクシー事業者による実施意向の申出

②自治体がタクシー車両数が不足しているとして申し出する曜日、
時間帯、車両数

○実施するには許可が必要

一般乗用旅客自動車運送事業者（法人タクシー事業者）が管轄運輸支局長から
許可を受ける

○許可までの流れ



第1弾（実施済）

- 雨天時や大規模イベント等の高需要期における車両供給量の拡大
- 貨客混載の導入
- 協議運賃の導入
- 大都市部以外の地域における制限緩和
（使用可能車両数、曜日、時間帯）
- タクシー配車のマッチング率の算定方法合理化

第2弾（12月頃とりまとめ予定）

- 新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化の検討
- タクシー以外の運送事業者（バス、鉄道等）の参入促進の検討

日本版ライドシェアのバージョンアップ(第1弾の概要)

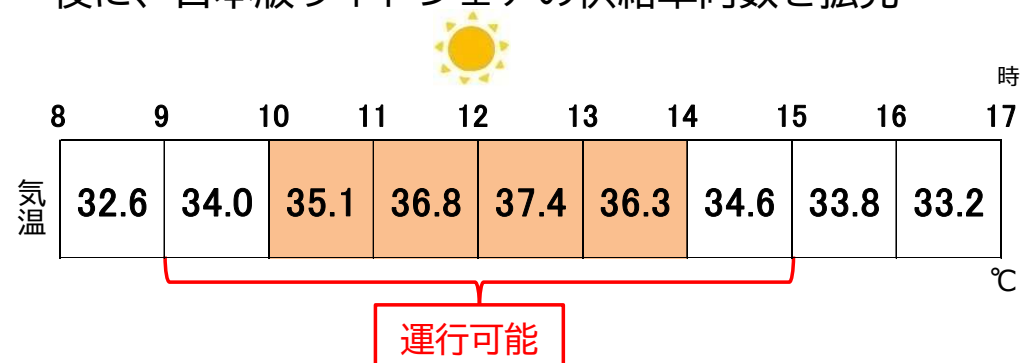
①雨天時における供給車両数・時間帯の拡充

○雨天時においては移動需要が大きくなるため、一定の降水量（1時間5mm以上の降水量）が予報される時間帯及びその前後に、日本版ライドシェアの供給車両数を拡充



②酷暑時における供給車両数・時間帯の拡充

○夏季においては移動需要が大きくなるため、酷暑（気温が35℃以上）が予報される時間帯及びその前後に、日本版ライドシェアの供給車両数を拡充



③イベント時における供給車両数・時間帯の拡充

○イベント等一時的な移動需要の増加に対応し、タクシーの営業区域外旅客運送制度の活用促進及び日本版ライドシェアの供給拡充を実施

○日本版ライドシェアが導入されている地域において、自治体又はイベント主催者からの要請を踏まえ、時間帯及び車両数を調整（時間帯及び車両数については、他の交通機関との役割分担を踏まえ、合理的に算出・調整）



④災害対応時における日本版ライドシェアの活用

○地震や台風などの災害発生時や復旧過程において、タクシーを補完し、被災地における輸送サービスを確保するため、日本版ライドシェアによる運送を可能とする

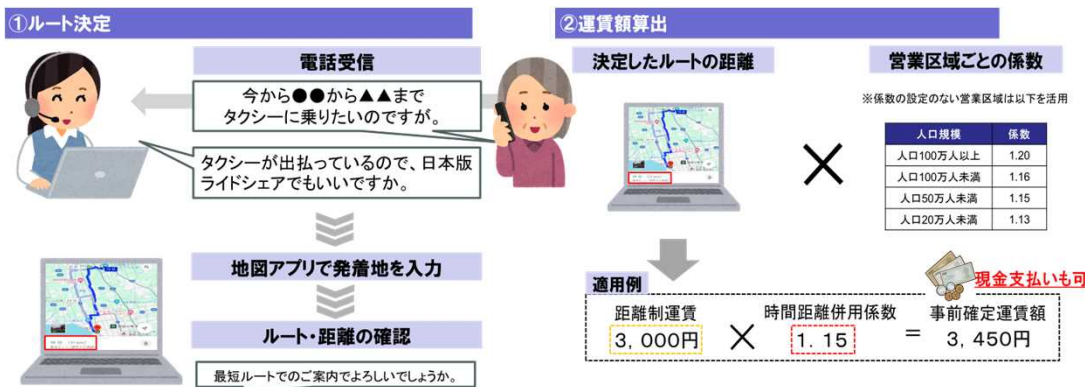
○地震や台風等の災害発生時又は復旧過程で、タクシーが不足する場合において、安全が確保できることを前提に、自治体等からの要請を踏まえ、車両数及び実施期間を調整



⑤配車アプリが普及していない地域での導入

○配車アプリが普及していない地域でも、日本版ライドシェアを導入できるよう、ガイドラインを策定

○電話や現金支払いでも利用可能とすることにより、地方部での普及を促進



⑥貨客混載・協議運賃の導入

○タクシーと同様、日本版ライドシェアについても、貨客混載の実施及び協議運賃の設定を可能とする

○地域の関係者と協議が調った場合に、バス・タクシー事業者が、貨物自動車運送事業の許可を得て、貨物運送を行うことが可能（貨客混載）

○タクシーについては、地域の関係者間による協議を経ることで、独自の運賃を設定することが可能（協議運賃）



⑦曜日・時間帯・台数制限の緩和

○大都市部以外の地域において、日本版ライドシェアを実施しようとするタクシー事業者の申し出により、

✓曜日・時間帯の拡大

✓供給車両数の拡大（原則タクシー台数の5%まで → 今後は10%までに拡大）を可能とする

○タクシー事業者は実施状況のモニタリング（営業収入等）に必要なデータを提出し、供給過剰が発生するおそれがあると地方運輸局等が認める場合は使用可能車両数を減車する